

茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和61年茨城県条例第3号）新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条 （略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 第2条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)で法人であるものが第14条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>(4) 第14条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 第10条第1項及び第2項に規定する要件のいずれかを欠く者</p> <p>2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、直ちに、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>第6条～第19条 （略）</p>	<p>第1条～第4条 （略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 第2条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)で法人であるものが第14条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>(4) 第14条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号_____のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 第10条第1項及び第2項に規定する要件のいずれかを欠く者</p> <p>2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、直ちに、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>第6条～第19条 （略）</p>